

平成 20 年 9 月 24 日
「IAS19 改定に関する予備的見解」への意見
企業年金連合会

国際会計基準審議会 (IASB) が 2011 年までの公表を目指している「退職給付に係る会計基準」の改正に向け、その公開草案を検討するための意見を募集する「IAS19 従業員給付の改定に関する予備的見解」を公表されたことに対して敬意を表します。

企業年金連合会は日本における企業年金間の年金通算事業を行うために法律に基づき設立された団体であり、当該事業のほか、企業年金に関する情報提供や関係各方面への提言・要望等、企業年金の充実と発展を目指した活動を行っています。

「退職給付に係る会計基準」については、公的年金と合わせて老後保障に係る企業年金のあり方に大きな影響を及ぼすことから、各国の実態を把握した上で、十分な議論を行って検討していく必要があります。

日本における企業年金のナショナルセンターの役割を担っている連合会として、わが国の現状を踏まえ、以下のとおり、意見を提出します。

記

1. 国際比較可能性を前提にした退職給付会計のあり方

退職給付制度については、各国における所得保障の考え方の違いが反映されており、退職給付の権利性、給付算定式の種類、受給権付与の概念、終身年金の位置付け、退職給付債務の市場性など多くの点で各国間に差異がある。したがって、統一的な会計基準を作成するにあたっては、国際比較可能性を確保する観点からも、それらの差異が公正に反映されるものでなければならない。そのためにも各国の制度の十分な調査が必要である。

2. 「給付建て約定」における損益の即時認識

「給付建て約定」においては損益の即時認識を行うとの予備的見解であるが、本来の債務のあり方を検討しないで、即時認識の導入のみを先に決

定することには反対である。

3. 「給付建て約定」における費用の表示

企業評価を行うにあたっては純利益が重要であり、純利益が実態を反映せずに大きく変動するような会計処理は投資家にとって好ましくない。特に、企業活動の成果ではない一過性の金利変動や一時点の資産評価の影響を全額費用計上の対象とすることは期間損益を大きく歪めることになり、投資家が企業の投資判断を行うにあたって、財務諸表の有用性が大きく損なわれてしまう。したがって、予備的見解で示されている「給付建て約定」における損益計算書上での即時認識には反対である。

4. 「給付建て約定」と「拠出ベース約定」の区分

「給付建て約定」と「拠出ベース約定」を区分して会計処理を分けるという予備的見解は、以下の理由から、現実的でなく、会計処理の変更によって混乱を招くこととなる。

わが国では現行の「給付建て制度」から予備的見解による「拠出ベース約定」に分類されるものが多いが、例えば、ポイント制や定額給付の約定などに対し、「拠出ベース約定」に分類して会計処理を大きく変更する理由が明確でない。

両者の特徴を併せ持つ約定があり、どちらの区分に属するかによって債務評価の方法や会計処理が大きく異なるような基準は適切でない。

例えば、毎年ポイントの付与を行い、退職時までのポイント累計にポイント単価を乗じて給付額を算定し、そのポイント単価を企業の業績に応じて変動させることができる約定の場合にはどちらの区分が適当であるかという問題がある。

5. 「拠出ベース約定」における債務の公正価値

わが国の退職給付制度は退職一時金制度を基本に発展してきており、退職事由(定年・会社都合・自己都合など)による給付の差があって、かつ受給権が退職時まで確定しないものが多い。

「拠出ベース約定」における債務の評価には公正価値を用いるとの予備的見解であるが、わが国の退職給付制度は上記のような特色をもっていることから、一部の約定を除き、退職給付債務を公正価値として適正に評価することは難しい。特に、その評価に企業の信用リスク(企業が給付支払不能に陥るリスク)を反映させることは、以下の理由により、実務的にも困難である。

社債の市場規模が十分でなく、低格付債の発行も少ないため、企業の信用リスクそのものの把握が困難であること。

一定の手続きのもとで給付減額を行うことによって支払不能リスクを回避することができるので、企業の信用リスクそのものの把握のみでは不十分であること。

厚生年金基金制度の代行部分の約定については、国の制度の一部を代行しているが、いつでも当該部分を国に返上することができ、その際の国の引取価格は法律によって明示されている。

6. 年金支払段階の債務評価

負うべき義務が同じものは同一の会計処理を行うべきであり、積立段階での「給付建て約定」と「拠出ベース約定」の区分によって、年金受給者の債務の評価方法が異なる事態は回避すべきである。

7. 現行の確定拠出年金(DC)の取扱い

現行の確定拠出年金については「拠出ベース約定」に分類されているが、事業主に追加の拠出義務がないという決定的な特徴があり、会計処理も明確に区別できることから、分類上も他の約定から独立させることが望ましい。

以上